

二〇二一年度

中世文学会春季大会

シンポジウム・研究発表要旨

シンポジウム「徒然草の視界」趣旨

司会 国際日本文化研究センター 荒木 浩

『徒然草』は、先蹤の『枕草子』や『源氏物語』をどのように読み、受け止めて、書かれようとしたか。また作者は、執筆する営為の中で、所在する世界をいかに眺め、「我」の思いを、いかなる位置取りで形象しようとするのか。たとえば、都、あづま、片田舎、もしくは身分、内裏との距離感、あるいは法師であること……。こうした問題意識から、かつて「『徒然草』というパースペクティブ」（二〇〇三年）と題する論文を書き、後に『徒然草』論への助走を企図して『徒然草への途』（二〇一六年）の最終章に配置した。その作業の間際に、小川剛生氏の論文「卜部兼好伝批判」（二〇一四年）に接する。一読して心地よい浮揚感を感じた私は、結局、小著を「いったんご破算となった兼好伝の再構築が、あらためて焦眉の課題となるだろう」と閉じた。

一作品を焦点化するシンポジウムは、中世文学会として、やや異例の提案である。だが小川論が提起した精緻な兼好伝批判は、高等学校の教科書作成の場合などでも話題となった。海外の研究者からも、兼好と『徒然草』研究の現在について、透明な議論を進めてほしい、との声も聞く。

作家と作者、そして作品との関わりは、古くて新しい問題である。兼好伝に新たな歴史の光が当てられたいま、最前線の振り出しに戻って広々とした地平に立ち、あらためて本格的に『徒然草』の世界を解明する機運と期待も感じるところである。

そこで本シンポジウムでは、文学史、作品論、作者と伝記、さらに広い意味での受容史から現代まで、『徒然草』の〈見え〉Ⅱ「パースペクティブ」を縦横に考察すべく、近時、『徒然草』と兼好をめぐる、それぞれ劃期的な著書を公開した気鋭の研究者―中野貴文『徒然草の誕生』（二〇一九年）・小川剛生『新版徒然草』（二〇一五年）、『兼好法師』（二〇一七年）、『徒然草をよみなおす』（二〇二〇年）・川平敏文『兼好法師の虚像』（二〇〇六年）、『徒然草の十七世紀』（二〇一五年）、『徒然草』（二〇二〇年）など―三氏を招き、パネルの場を共有する。

作者像を前提として成立する「随筆」という概念への批判や再評価、そして『徒然草』という文学作品の達成に至るまで、多様な側面から、闊達に議論を交わしてみたい。

徒然草の書き手の肖像

東京女子大学 中野 貴文

徒然草は形式的な一貫性に欠ける、非常に扱いの厄介な存在である。その扱いづらさ、作品としてのとらえ所の無さを、我々は随筆と呼ぶことによって、長い間やり過ごして来た。随筆とは心に浮かんだこと、見聞きしたことを筆者が自由気ままに記したものと、ひとまずは定義できるだろう。徒然草を随筆として理解するとは、しばしばこの書が、兼好法師の思想や体験が素直に言葉になって現れたものという理解につながりやすい。しかしながら、徒然草を書き記した記述の主体は、歴史上実在した個人としての「作者」兼好と、必ずしも同一とはいえない。同一ではない、仮構された記述主体であったからこそ、不特定の話題に対する私見の披瀝は可能となったのではなかったか。

このような問題関心に基づき、以前旧稿において徒然草の特に「第一部」を対象に、この文章の書き手が、賢木から須磨巻あたりにかけて、若くして政界から排斥され、かといって出家もせず無聊に筆を執る光源氏や、配所の月を見んとうそぶいた顕基中納言たちのような立場を装っている可能性について言及した。したがって「第一部」で説かれている内容は、そのまま「作者」兼好の思想とはいいい切るべきでない。むしろ如上のイメージを抱いて意図的に創出された書き手像を、いわば再帰的に形成しているものとして読みたいのである。

本発表では、かかる視点に基づきながら、続く「第二部」までを射程に収めたい。周知の通り「第二部」は、文体・内容ともに極めて多様性に富み、また兼好の実体験も少なからず登場するなど、その書き手像は実際の兼好と間違いなく重なっているように思われる。しかし一方で、生身の自分とはやはり異なる、前述の如き書き手のイメージがなお揺曳していたからこそ、この特異な作品は現状の形として成立したのではあるまいか。その可能性について、少しでも触れられたらと思っている。

兼好の居る場所——六波羅探題とその周辺

慶應義塾大学 小川 剛生

兼好法師は弘安年間（二二七八～八八）の生まれ、徒然草（の大半の章段）は元徳年間（一二二九～三二）頃の執筆と推定される。作者も作品も鎌倉時代後期に属する。

この時期は、公武政権とも分裂を続け社会が混乱を深めたとき、南北朝動乱の前夜として位置づけられる。文学史でも革新につながる動きに注目が集まる。しかし秩序を重んじ、伝統を尊重する姿勢は依然強固であり、担い手を交替して、時代の基本線であり続けた。

徒然草が公家の教養について語り、宮廷文化を讚美するのは、兼好が廷臣の出身で内裏に仕えたからではない。兼好はその周縁にあつて、武家政治家のため、公家や寺社への案内、橋渡しの役割を果たしていた（小川『兼好法師』中公新書、二〇一七年）。後半生、高師直のもとに出入りしたことは著名であるが、それは前半生でもまったく同じであつた。

前半生の兼好が主な活動拠点としていたのは、鎌倉幕府の京都政庁である六波羅探題の周辺であつた。そこで兼好が奉仕したのは、探題職を長期間占めた金沢北条氏の関係者であつた。そのことは、たとえば二三八段の、いわゆる自讃七箇条から読み取ることができる。

六波羅探題の周辺には武家被官はもとより、土倉と呼ばれる金融業者や、禅宗や浄土宗に帰依した遁世聖（上人）たちが多数居住し、新興の都市を形成していた。兼好と同じ目線で活動し、徒然草で称賛され批判されるのもこうした人たちであつた。一二四段の是法法師は、浄土教学に通じ、「ただ明暮念仏してやすらかに世を過ぐす有様、いとあらまほし」とされたが、実は六波羅近辺に住む門跡や武家を顧客とした土倉であつた。経済力を付けた彼らが、遁世の身となることで、かえって公・武・僧の顕貴の生活を支えていたことが浮かび上がる。この点は徒然草の正確な理解のためにも、もっと追究されてよい。そこで新たに、いくつかの章段を六波羅探題に関わるものとして読み解いてみたい。

ひねくれ者の美学 ― 一三七段をめぐる

九州大学 川平 敏文

徒然草のなかで最も有名な章段のひとつが、「花は盛り、月は隈なきをのみ見る物かは」で始まる一三七段であろう。本発表では、本章段が後世にどのように評価されてきたかを手掛かりとして、徒然草の文学史的な位置づけ、およびその受容の諸相についての問題提起を試みたい。

室町中期の歌人正徹は、本章段を紹介して、「兼好が書きたるやうなる心根を持ちたる者は、世間にただ一人ならではなきなり。この心は生得にてあるなり」（『正徹物語』）と絶賛している。この評価が正しいものだとするならば、本章段で述べられるような「不完全」を喜ぶような美意識は、当時それほど一般的なものではなかったということになる。「幽玄」の美意識の発達史という観点から、この問題について考えてみたい。

また、本章段は近世期に入っても、基本的には「名文」として鑑賞されるのであるが、十八世紀中頃からは、国学者による批判が相次いで起こってくる。彼らはこのような美意識を、外来思想に影響されたものとして、厳しく指摘したのである。本居宣長「兼好法師が詞のあげつらひ」（『玉勝間』巻四）がその代表例であるが、近世期にはこのように、本章段に批判的な論調も少なからず存在した。

しかし明治期も後半になると、外来思想を排するこのような国学者の学問姿勢は、偏狭すぎるものとして退けられる。また大正期になると、「幽玄」や「わび・さび」といった概念を軸としながら、中世に展開した文学や芸能こそが、日本文化の源流として定位されるようになったとも言われる（鈴木貞美・岩井茂樹編『わび・さび・幽玄―日本的なるものへの道程』）。そういった新たな文学史観の発達のなかで、一三七段も再評価されるのである。

このように本章段は、良くも悪しくも、徒然草を代表する章段として受容されてきたが、その評価は必ずしも一定していたわけではない。また同じく肯定的な評価であっても、その文化的背景は異なっていたのだ。

臍の緒を自ら切る女院たち―待賢門院璋子の吉例と院政―

京都女子大学（院） 博士後期課程 北條 暁子

鳥羽天皇中宮藤原璋子は、のちに崇徳院となる第一皇子の御産で、臍の緒を自ら切った（『長秋記』）。皇子女の誕生する御産において、産婦がこの儀礼を担ったのは初例と思しい。この史実を角田文衛氏は璋子の「特異な人間性」の証拠の一とし、『古事談』の崇徳院実父を白河院とする風説と関連付けた（『待賢門院璋子の生涯』）。しかし史実としては、璋子の産婦の手による臍の緒切りに複数の女院が準じたと推測され、昭訓門院も受け継いだ（『女院任代々例令切之給』、『昭訓門院御産愚記』）。

本発表では「臍の緒切り」と現代の臍帯切断との違いを二点確認する。

一点目は、タイミングの違いによる意味合いの差である。古来の臍の緒切りは現代のような子の分娩直後ではなく、基本的には『うつほ物語』蔵開上のように、後産以後に行われたと思しい（拙稿「後産までの久しさから臍の緒切りと甑落としへ」『京都女子大学宗文研紀要』二〇二二年三月刊行予定）。そうであれば、切り離す対象は現代では母体、当時は胞衣（胎盤）と言えまいか。

二点目は、担当者の人選である。女性史の加藤美恵子氏は、「『明月記』一二三二年（寛喜三）二月十二日条に、後堀河天皇第一皇子（後の四条天皇）の臍の緒を、後堀河天皇が截っている」ことも論拠とし、「『家』の継承者たる男児の臍の緒を截つ役割を父親が担い、「中世的父権の確立と継承を」示す儀礼とされる（『日本中世の母性と穢れ観』）。しかし、氏が後堀河と同定した『明月記』記事の「殿下」は、産婦中宮璋子の父九条道家である。璋子の御産において役目を果たし得たのは誰で、なぜ璋子自身が選ばれたのか。院の養女が后となる意味とは何か。後白河院養女平徳子の臍の緒切りとの比較は『平家物語』の御産描写読解に、后が院の養女である意義は『とはずがたり』などの読解に援用できよう。史料をも活用し、中世文学に描かれる院の養女の御産の一端を垣間見、院政の特質に迫りたい。

『貞観政要』 享受の一様相

医療創生大学 内田 滯子

『貞観政要』は古代中国の政道書であるが、日本にも早くにもたらされ広く享受されたことはよく知られている。そのことは、漢籍としての『貞観政要』だけでなく、『仮名貞観政要』といわれる、和訳された『貞観政要』が存在することからも諒解されよう。

しかし、前近代日本書籍の総目録である『国書総目録』には、後に追加されるまで『仮名貞観政要』の立項はない。政道書『貞観政要』が「和訳」されたのちも、それはあくまで『貞観政要』として読まれていたという点とも関わるように観察できる。

本報告では、『貞観政要』享受の様相の一端を解明すべく、まず『仮名貞観政要』の北条政子が菅原為長に和訳を命じた、という成立経緯などを観察する。『国史大辞典』などによっても、政子が為長に命じて和訳させたという説明が成されているのだが、そのことを伝える文字資料は、おおよそ室町期まで下る。更に、おおよそ『貞観政要』を講ずる立場にあった人々の間で伝えられたという偏りがある。為長が和訳をしたということ否定することはできないが、政子が命じて成立した、という『仮名貞観政要』成立経緯には、たとえば一条兼良などの意図が、入り込んでいないかと考える。

次に和訳された『貞観政要』の存在はどこまで遡るか、などを検討するため、為長他と同時代に成立した『十訓抄』などのテキストとの関わりを観察する。『十訓抄』には複製箇所『貞観政要』を利用しているかと思われる箇所が見られる。『十訓抄』編者は現時点で未詳であるが、たとえば『貞観政要』などの漢籍の知識に触れることができたのであろうか。

鎌倉幕府成立まで、一部の僧侶と貴族によって、牽引されてきた文字に関わる情報や知識が、染みだしてゆく様相を追うべく、検討を行いたい。

和歌で空間を詠むとき―「我が宿」の表現と性差―

国文学研究資料館 情報事業センター 国際連携部機関研究員 幾浦 裕之

和歌のなかで庭や前栽など身辺の景物が詠まれる際、とくに状況設定の明示がない限り、主体は屋内にいて、屋外を見ているという。しかし題詠が主流になって以降、作者の視点は当座の眼前の景に制約されず、広大な空間を眺望する和歌が詠まれるようになった。詠歌主体（作中主体）は単なる視線と化し、抒情する主体を介在させず、景だけを描出する雄大な叙景歌が可能になった。一方で詠歌主体の位置が推定され、そのような主体が和歌の中の空間にいることを想像してこそ一首の感動がもたらされる、という詠風も新古今時代には存在する。本発表では空間と主体の関係を考える上で、「我が宿」ということばに注目したい。

「我が宿」の勅撰集入集歌は『拾遺集』を最大用例数とした後に、白河院から後白河院の院政期は減少し、『新古今集』で再び増加したという変遷がある。また二十一代集を通して男性歌人に偏り、同時代女性の「わが宿」詠は、中世には勅撰集から疎外された。近藤みゆきは「やどの」「わがくく」ということばが『古今集』では男性特有表現であることを指摘しているが、その規制は後代に及んだとみられる。また、承暦二年四月『内裏歌合』の衆議判では「わがやどとは、うちにてはよまぬことなり」「わがやどは、ちかくはよまぬことなり」との表現規制の意識が記される。

勅撰集以外の用例では、「わが宿」は女性にも詠まれていた。男性が屏風歌において家居する女性の絵について詠む例もある。しかし中古における女性が恋歌に詠む用例は減少し、閑居の体を詠む自然詠の用例が増加した。男性同士の贈答歌でも「わが宿」は詠まれるが、恋歌で詠む例は新古今時代にはごくわずかである。自然詠・恋歌両方に通用していたことばが、中世にかけて前者に特化したことがうかがえる。「わが宿」を他のどこでもない、私個人の場所として明確に意識した例もみられる。さらに建築史や漢詩文にも視点を拡げて考察したい。

『新古今和歌集』の〈今〉

京都女子大学 小山 順子

『新古今和歌集』は万葉から当代歌人までの秀歌を撰歌した、和歌史を総括する歌集である。ではその〈今〉、すなわち勅撰和歌集が顕彰する当代とはどのような形で表象されているのかを、歌人配列の面から検討する。

時代を象徴する歌人として配列に活かされるのは、第一には巻頭・巻軸歌であるが、それ以外にも明確に時代が意識されている箇所がある。それが、巻頭・巻軸に最も近い、古い時代の歌人による歌群と新しい時代の歌人による歌群との切り替わりの部分である。この点について、まず万葉歌人から三代集歌人が中心として配される恋一において、〈古〉から〈今〉への切り替わりに置かれる一〇二八番歌(良経)の配列と表現から検討する。さらに、巻頭に古い時代の歌人が置かれる巻で、最初に登場する当代歌人が誰かという点に注目すると、慈円・良経・俊成・実定が複数回表れる。宗教界の代表である天台座主・慈円、政界の代表である撰関家当主・良経、和歌を牽引する歌壇指導者・俊成はいずれも入集数において二位・三位・四位を占め、『新古今和歌集』および新古今時代を代表する歌人であるのは間違いない。特に俊成については、前代の勅撰和歌集『千載和歌集』の撰者でありながら、かつ後鳥羽院歌壇においても活躍したという点で、前代と当代を接続し、当代を代表する長老格の歌人であるという両面が活かされている。この点を、詞書からも検討する。一方、実定は建久二年(一一九二)に亡くなり、後鳥羽院歌壇が形成される以前に没している。後鳥羽院歌壇での活躍は皆無ではあるという意味では、当代を代表する歌人とは言いがたく、『千載和歌集』時代の代表歌人と位置づけられることが多い。実定の歌が『新古今和歌集』にも十六首が入集し、新旧交代の位置に配列される意味を考える。『新古今和歌集』の〈今〉を表象する上で、それぞれの歌人が担う役割を考察する。

「家隆家四十八願勸進和歌」と慈円

上智大学 山本 章博

「家隆家四十八願勸進和歌」は、『壬二集(玉吟集)』(三一八八～三二九〇番)に見える「四十八願」「月」「無常」を題とする三首歌で、久保田淳氏は、勸進に応じた如願(秀能)、光経、公経、知家、為家、隆宗の歌を集成し、成立を嘉禄元年(一二二五)八月と推定した。その後、藤平泉氏は、家隆の歌に後鳥羽院の配流への嘆きが詠まれていることから、承久の乱後の後鳥羽院近臣者たちによる院追慕の歌会との共通性を指摘し、松井律子氏も同様に、院への追慕を如願、光経の歌にも読めるとした。一方、岡崎真紀子氏は、源俊頼に始まる四十八願和歌を史的に考察し、その中で俊頼歌を先例として意識していた可能性を考える。さらに、慈円の『拾玉集』(四一九六～四一九九番)には、「上人勸進講四十八願之席同詠三首和歌」と題して「阿弥陀四十八願第六」「月」「無常」を詠んだ三首歌があるが、これと同時にある可能性が、和歌文学大系『拾玉集』の脚注(山本一氏)において指摘されている。

本発表は、以上のような各方面から断片的に指摘されてきた諸問題を整理し、この勸進和歌の目的、意義について考察するものである。特に、慈円の三首歌との関係について、嘉禄元年八月成立説を補強した上で、同時のものと考えたい。慈円は、嘉禄元年三月末の「基家三十首和歌」に、「北山隠士」の名で披講当日に歌を送る形で参加しているが、「南山隠士」の署名を持つこの三首歌も、家隆を中心とする後鳥羽院を追慕する歌会を後援したものだと考えられるのではないか。慈円の三首歌は、自らの往生を見据えたものであり、嘉禄元年八月のものとするれば、確認できる範囲で慈円の生涯最後の歌となる。隠岐の後鳥羽院、また家隆自身も、この後、浄土信仰を深めていくことになるが、この四十八願勸進和歌は、その出発点に位置し、それを支えたのは慈円の信仰と和歌であった可能性を指摘する。